



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年8月7日(水) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
薬務水道課	薬事麻薬係	神谷 武志	内線 3432 直通 058-272-8285 FAX 058-271-5731

「知事指定薬物」の指定について

本日、岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例第9条の規定に基づき、県内において濫用又はそのおそれがある薬物（3物質）を「知事指定薬物」として指定し、告示しましたのでお知らせします。

令和6年8月8日（木）から、下記の薬物を含む製品の製造、販売、所持、使用等は、条例に違反することとなり処罰の対象となります。

記

【新たに知事指定薬物として指定する薬物】

- ① N-（1-アミノ-3，3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-5-ブロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類
【通称名】ADB-5' Br-BUTINACA
- ② N-エチル-2-〔2-〔（4-イソプロポキシフェニル）メチル〕-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル〕エタン-1-アミン及びその塩類
【通称名】N-Desethyl isotonitazene
- ③ （2R，3R）-2-（ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル）-3-メチルモルフォリン、（2S，3S）-2-（ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル）-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類
【通称名】3,4-MDPM、3-MDPM、
3,4-Methylenedioxyphenmetrazine

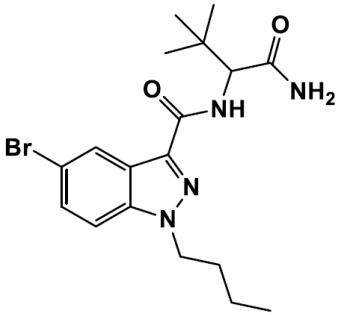
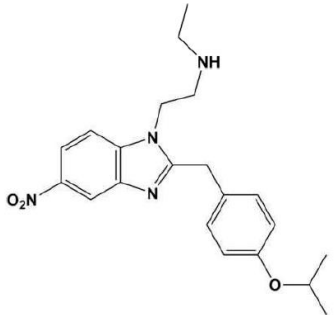
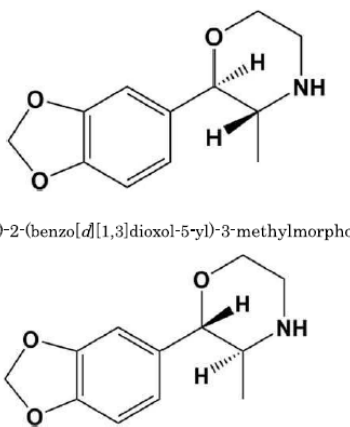
県民のみなさまへのお願い

- 「危険ドラッグ」は、麻薬や覚醒剤と同様に大変危険な薬物です。絶対に使用しないでください。
- 「知事指定薬物」を含有する製品をお持ちの方は、直ちに県薬務水道課に申し出て、その指示に従ってください。健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

<参考1：知事指定薬物の指定状況>

- ・現時点での知事指定薬物は、今回指定した3物質のみです。
- ・これまでに指定した171物質については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）に基づく大臣指定薬物となったことから知事指定薬物の指定が失効しています。

<参考2：新たに知事指定薬物に指定する薬物の構造式>

<p>① N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-ブロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類 通称名：ADB-5' Br-BUTINACA</p>	<p>② N-エチル-2-{2-[(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン及びその塩類 通称名：N-Desethyl isotonitazene</p>
	
<p>③ (2R,3R)-2-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-3-メチルモルフォリン、(2S,3S)-2-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類 通称名：3,4-MDPM、3-MDPM、3,4-Methylenedioxyphenmetrazine</p>	
 <p>(2R,3R)-2-(benzo[d][1,3]dioxol-5-yl)-3-methylmorpholine</p> <p>(2S,3S)-2-(benzo[d][1,3]dioxol-5-yl)-3-methylmorpholine</p>	

<参考3：岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）>

第9条（知事指定薬物の指定）

知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

2、3 略

4 第1項の規定による指定は、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示することにより行うものとする。